

会 議 録

会議名(審議会等名)		小金井市第4次男女共同参画行動計画(素案)市民懇談会
事務局		企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時		平成24年11月25日(日) 午後2時30分～午後4時15分
開催場所		前原暫定集会施設A会議室
出席者	委員	井上恵美子委員(会長)、佐藤宮子委員(副会長) 新井利夫委員、伊藤智代子委員、加藤由喜枝委員 加藤春恵子委員、中澤智恵委員、原忍委員
	事務局	企画政策課長 高橋啓之 企画政策課長補佐(男女共同参画担当) 松井玉恵 企画政策課男女共同参画室主任 岩佐健一郎
		コンサルタント会社研究員
欠席者		加藤りつ子委員、佐野哲也委員
参加の可否		(可) ・ 一部不可 ・ 不可
参加者		14名
会議次第		別紙のとおり
会議結果		別紙会議録のとおり
提出資料		別紙のとおり

第4次男女共同参画行動計画（素案）に関する市民懇談会

平成24年11月25日（日）

【事務局（松井）】 本日はお休みのところ、お集まりいただきありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから、第4次男女共同参画行動計画（素案）に関する市民懇談会を開催します。私は、本日の進行を務めさせていただきます、小金井市企画財政部企画政策課長補佐の松井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。封筒の中には、4つの資料が入っております。1つ目は、左上をホチキス留めした「第4次男女共同参画行動計画（素案）に関する市民懇談会次第」と書いてあるもの。本日の説明で使用しますパワーポイントの説明プリントを綴じてあります。2つ目は、左上に「パブリックコメント説明資料」と書いてあるもの。3つ目は、今回、パブリックコメントを実施している「第4次男女共同参画行動計画（素案）」です。4つ目は、1枚裏表が印刷された「第4次男女共同参画行動計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント募集要項）」と書いてあるもの。裏面にパブリックコメントの記入用紙を印刷してあります。資料の不足等がございましたら、係員までお声掛けください。

本日の市民懇談会のテーマである第4次男女共同参画行動計画の策定に関する背景について、小金井市からご説明させていただきます。

小金井市では、平成8年に男女平等都市宣言を行い、平成15年には「小金井市男女平等基本条例」を制定しました。男女共同参画に関する計画としては、平成15年に策定した「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」に基づき、さまざまな施策の取り組みを進めてまいりました。「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」は、10年間の計画ですが、今年度（平成24年度）が最終年度となります。

そこで、平成24年1月に、小金井市男女平等推進審議会に対して、平成25年度以降に、小金井市が実施していく男女共同参画施策を、具体的かつ体系的にまとめた「（仮称）第4次男女共同参画行動計画」案について、市長から諮問を行いました。

計画案に関しては、平成22年度に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」が3年間の計画であり、この計画も平成24年度が最終年度であることを踏まえ、新たな男女共同参画の行動計画に、配偶者暴力対策基本計画を内包することもあわせて、審議をお願い

いたしました。男女平等推進審議会の委員の皆様には、9カ月間にわたり、行動計画について、検討・審議をしていただいているところでございます。

本日の進行予定についてご説明いたします。

開会の挨拶、出席者の審議会委員の紹介の後、おおむね30分間の予定で計画素案のご説明の上、午後3時20分ごろから30分の予定で質疑応答を行います。質疑応答では、語句、制度等、審議会での検討経過に対するご質問をお受けいたします。計画素案に対するご意見については、質疑応答としてではなく、パブリックコメントとしてお寄せください。ご意見への回答は、今後開催いたします男女平等推進審議会にて検討していただく予定でございますので、本日の懇談会のお答えすることは想定しておりません。あらかじめご了承ください。

質疑の後、今後の計画策定に関するスケジュール等についてご説明し、閉会の挨拶の後、午後4時に閉会の予定です。午後4時30分まで会場はあけておりますので、本日、パブリックコメントのご意見をお寄せいただける方は、お手元の用紙にご記入ください。閉会の後、市職員が入り口付近でお預かりいたします。

まず初めに、男女平等推進審議会の会長でいらっしゃいます、井上恵美子会長から、開会挨拶及び趣旨説明をお願いいたします。

【井上会長】 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、男女平等推進審議会の会長を務めております、フェリス女学院大学の井上恵美子と申します。本日は、男女共同推進審議会による市民懇談会開催の機会をいただきました。市民懇談会の開催に当たり、男女平等推進審議会を代表しまして、私からご挨拶申し上げ、開催趣旨についてご説明いたします。

男女平等推進審議会は、小金井市男女平等基本条例で設置を位置づけられた市の附属機関で、公募市民と学識経験者によって構成されております。男女共同参画に関する施策を推進するため、審議したり、意見を述べたりすることを通じて、市民参加の市政を進めていくための組織です。

本年1月に、男女平等推進審議会に対して、市長から、平成25年度を初年度とする（仮称）第4次男女共同参画行動計画について諮問がありました。これを受けて、男女平等推進協議会では、これまでに7回の会議を開催し、おおむね9カ月にわたって検討を重ね、このたび、第4次男女共同参画行動計画（素案）をまとめました。今後、審議会として行動計画の取りまとめに向けて、より一層の市民参加で計画づくりを進められるよう、

皆さんに計画素案の内容を知っていただき、ご意見を募集するために、現在、市民参加条例第15条の規定に準じたパブリックコメントを実施しています。

本日開催の市民懇談会では、直接、計画素案についてお話をすることで、理解を深めていただき、パブリックコメントに活発なご意見を寄せていただくためのよい機会にしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私の開会挨拶及び趣旨説明とさせていただきます。

【事務局（松井）】　　続きまして、本日出席の男女平等推進審議会委員の皆様から、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに副会長、次に学識経験者の委員の順にお願いします。

【佐藤副会長】　　こんにちは。市民公募委員で男女平等推進審議会の副会長をさせていただいております佐藤宮子です。よろしくお願ひいたします。

【加藤（春）委員】　　学識の枠で委員を務めさせていただいております加藤春恵子でございます。よろしくお願ひいたします。

【中澤委員】　　中澤智恵と申します。東京学芸大学で教員をいたしております。男女平等推進審議会の委員は、3期目になります。市民の皆様のご意見をお聞かせいただけるのを楽しみに出席しました。しっかり頭に入れていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【原委員】　　こんにちは。原忍と申します。小金井第二中学校長をしております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（松井）】　　続きまして、公募委員のご挨拶をお願いします。

【新井委員】　　新井でございます。私は、大学を卒業してすぐ民間企業に勤めたのですが、退任後、現在は福祉関係のNPO法人で非常勤顧問をしております。時間に余裕ができましたので、何かお役に立つことがないかということで、この審議会に応募したということであります。会社に勤めておりました折に、女性の力を活用するということで、会社の業績を相当上げたという経験があります。男女共同参画、あるいはダイバーシティということに関心を持っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【伊藤委員】　　伊藤智代子と申します。市民公募で2期目です。よろしくお願ひいたします。

【加藤（由）委員】　　加藤由喜枝です。今年から市民公募で参加させていただきました。身近な生活の中での男女平等ということを広めていけたらいいと思ひています。よろ

しく願います。

【事務局（松井）】 なお、本日、委員のうち、加藤りつ子委員、佐野哲也委員につきましては、所用のため、欠席しておりますので、申し添えます。

事務局職員からご挨拶いたします。

【事務局（高橋課長）】 皆様、こんにちは。企画政策課長の高橋と申します。本日の市民懇談会では、皆様からいろいろご質問をいただきながら、今後の計画づくりに生かしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（松井）】 このほか、男女共同参画室の職員が会場にてお手伝いさせていただきます。

また、計画策定作業のお手伝いをお願いしておりますコンサルタント会社の研究員が同席しておりますが、必要に応じて発言させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第4次男女共同参画行動計画（素案）の内容について、男女平等推進審議会の井上恵美子会長からご説明をお願いいたします。

【井上会長】 それでは、ここからはパワーポイントを使用しながら、これまでの審議会における行動計画に関する審議の概要についてご説明いたします。

1月から2月にかけて、小金井市が今年2月に実施した男女平等に関する市民意識調査や職員意識調査に先立ち、男女平等の現状把握のために、どのような内容の調査にするべきか、調査項目の検討を行いました。

調査実施後の5月には、意識調査の結果について意見交換を行ったほか、国や東京都が発表した小金井市民を取り巻く男女共同参画に関する統計データなどについて確認を行い、計画策定のための基礎固めを行いました。また、計画期間や計画の方向性などについて議論を行いました。

6月から10月にかけて、行動計画の基本的な考え方として、主眼を何とすべきかを検討し、それぞれの目標達成のため、計画期間中に市が実施する具体的な施策、事業について審議を行いました。

また、第3次行動計画期間中の主な取り組みや、小金井市では従来から男女共同参画が市民参加によって推進されてきた歴史があることを改めて確認し、今後の男女共同参画社会がどうあるべきか、男女平等や男女共同参画に関する歴史的な意義についても意見交換を行いました。

これらを踏まえて、計画名称は「第4次男女共同参画行動計画」、計画期間は、平成25年度から4年間とし、基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」として、具体的に推進するための4つの基本計画を定めた計画素案をまとめたところです。

計画策定の趣旨についてご説明いたします。

平成11年（1999年）6月に公布・施行された「男女共同参画基本法」で、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国における最重要課題の1つとして位置づけられ、法制度の整備などさまざまな取り組みが行われてきました。しかし、少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化などを背景に、その意義について改めて確認、認識することが求められています。

男女共同参画社会とは、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものであると考えております。

小金井市では、「男女共同参画社会基本法」の制定以前から、草の根的な地域活動を出発点に、男女共同参画に対する市民の機運がありました。そのような中で、市の取り組みとしては、昭和59年に「婦人行動計画」を策定し、平成6年に「第2次行動計画」とともに生きる小金井市行動計画」を策定したほか、平成8年に「男女平等都市宣言」を他の自治体に先駆けて行い、平成15年に「小金井男女平等基本条例」を制定、同年に「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。

今回の計画は、平成24年度で計画期間が終了する「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」に続く計画であり、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「第4次男女共同参画行動計画」として策定するものです。

この計画の位置づけを説明いたします。

平成15年に制定された「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に、市が「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する」と規定されております。今回策定する第4次男女共同参画行動計画は、「小金井市男女平等基本条例第10条第1項に基づく計画」として、策定します。また、男女共同参画の推進は、市の最上

位計画である第「4次基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の1つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」に位置づけられており、この個別計画として策定します。

次に、計画の性格ですが、この計画は、小金井市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、小金井市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し、明らかにしたものです。

一方で、この計画が持つその他の性格・要素ですが、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項には、市町村は、「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努力しなければならない」と規定されており、これに該当する計画とします。本計画の基本目標Ⅲ「人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」の1から3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条第3項に基づく市町村基本計画とし、平成22年に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐものとします。

次に、計画の期間ですけれども、平成25年度から28年度までの4年間といたします。これは、上位計画である第4次基本構想が平成32年度までであることを踏まえ、平成25年度から32年度までの8年間のうち、前半4年間をこの計画の期間とするのがよいと考えたためです。

次に、基本理念は、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」といたしました。これは、あらゆる人が性別にかかわらず、対等な立場で活躍できる場を広げることが大切であり、そのために、人権尊重の絶え間ない啓発と、男女間のさまざまな暴力などの防止を行い、昨今課題となっている仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが、男女共同参画の推進のために必要だと考えられるからです。

続きまして、基本目標ですけれども、この計画の基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定いたしました。「Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む」「Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」「Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」「Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる」とします。これは、第4次基本構想・前期基本構想で、男女共同参画の推進として掲げた課題が、（1）男女共同参画の計画的推進、（2）男女平等の意識づくり、（3）あらゆる分野への男女共同参画の推進、（4）生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活

基盤の確立となっております、これらを整理し、この計画の柱とするためです。

次に、計画素案の各論について、ご説明させていただきます。

基本目標のⅠは、「互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画への学びを支援します」。基本目標Ⅰの特徴は、各種啓発のほか、男性が積極的に家庭環境づくりに参加できるための学習機会の提供、社会教育や生涯学習などでの男女平等教育を盛り込んだことです。

施策の方向1、「人権尊重・男女平等意識の普及・浸透」(1)人権・男女平等の意識改革の推進として、市民一人ひとりの人権・男女平等意識の浸透と定着を図るため、さまざまな手法や媒体を活用した広報・啓発活動を行うとともに、講演会を開催し、その内容の充実に努めます。具体的な事業としては、男女平等都市宣言や男女平等基本条例の普及を行い、啓発資料や冊子の発行を行うほか、人権や男女平等に関する講演会などを開催します。

(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重として、性別をはじめ、個人の置かれた環境や状況に関わらず、だれもが一人の人間として尊重され、尊厳が守られるよう、性による固定観念に縛られない意識づくりや男女共同参画の基本となる人権尊重の環境づくりを進めます。また、社会的に困難な状況に置かれた人々に対する偏見をなくし、多様な価値観を認め合うことができる多文化共生のための取組に努めます。具体的な事業としては、男女平等に関する苦情処理窓口や苦情処理委員の周知・運用、多文化社会への理解と推進を進めます。

続きまして、基本目標Ⅰの施策の方向2、「男女共同参画を推進する教育・学習の推進」(1)教育の場における男女平等教育の推進として、男女平等の理念のもと、一人ひとりの個性や能力を尊重し、協力し合う心を養うため、幼少期から男女平等の視点に立った教育を推進します。特に学校教育においては、性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めるとともに、男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努めます。具体的な事業としては、固定的な性別役割分担意識にとらわれない個々の能力に応じた進路指導の充実や、教育関係者などへの研修を充実いたします。

(2)生涯を通じた男女平等教育の推進として、だれもが、生涯にわたり男女共同参画に対する理解を深め、家庭や地域において、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、多様な学習機会の提供に努めます。具体的な事業としては、性別にとらわれない家庭環境づくりに向けた啓発や、社会教育部門での各種講座の開催や市民の活動支援を行います。

す。

基本目標Ⅱでは、男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動などにバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。基本目標Ⅱの特徴は、ワーク・ライフ・バランスに向けた環境づくりや、農業・自営業などでの男女共同参画、育児や介護等への支援体制のほか、小金井市が市民活動が盛んである特徴に着目し、地域づくり活動での男女共同参画、地域で安心して暮らすための相談支援体制の充実を盛り込んだことです。

施策の方向1、「男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり」（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくりとして、自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民・事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

（2）働く場における男女平等の推進として、性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行い、事業所の主体的な取り組みを促します。具体的な事業としては、関係法令等や労働相談など相談窓口の周知を行います。

（3）女性の就労に関する支援として、自らの個性や能力を生かし、社会のさまざまな分野での活躍を目指す女性への支援の充実に努めるとともに、農業、自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取り組みを促進します。具体的な事業としましては、ハローワークや東京しごとセンター多摩、商工会などとの連携も含め、職業能力の向上や就業機会拡大のための情報提供、女性農業者の労働環境整備のための家族経営協定の締結促進などを行います。

施策の方向の2、「家庭生活との両立支援」（1）育児や介護等への支援体制の整備として、子育てや介護等について、一部の家族や女性だけではなく、各家庭の構成員が協力して責任や負担を分かち合い、仕事や地域活動等との調和が図られるよう、多様なニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、男性の育児参加の促進や男性在宅介護者への支援に向けた環境づくりに努めます。具体的な事業としては、保育サービスや子育て支援事業のほか、家族介護者への支援の充実などを行います。

（2）各家庭の状況等に応じた支援として、生活の自立と安定を図るために、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等について、各家庭の状況に応じた支援の提供を図ります。

施策の方向3、「男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進」(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進として、性別や年齢にかかわらず、だれもが地域におけるさまざまな活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、男女が互いに協力し合う中で、リーダーとして活躍できる女性の増加を目指します。具体的な事業としては、市民活動団体の支援や、女性リーダー育成に向けた情報提供を行います。

施策の方向4、「生涯を通じた男女の心身の健康支援」(1)女性のライフステージに応じた健康づくりとして、妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、性と生殖に関する正しい知識と互いの性への理解を深めるための情報収集・提供に努めます。具体的な事業としては、母性の健康管理のほか、男性も含めて母子保健に対する啓発・支援を行います。

(2)性差や年代に応じた健康づくりとして、生涯にわたってだれもが生き生きと充実した生活が送れるよう、健康に関する学習機会の提供や周知・啓発を行うとともに、個人の年代や状況等に応じた健康増進事業を実施することで、心身の健康づくりを支えます。具体的な事業としては、健康相談や健康教育の実施、食育や自殺予防に向けた取り組み、成人や学校教育での性に関する啓発を行います。

(3)自立した生活への支援として、だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進め、相談支援体制の強化に努めます。具体的な事業としては、庁内の相談体制の連携、女性を対象とした相談事業の充実を行います。

基本目標Ⅲでは、DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。基本目標Ⅲの特徴は、DVに関して男女ともに相談窓口に関する情報を提供するなどの相談機能の強化、地域連携の推進のほか、ストーカー、セクハラ、虐待など男女共同参画社会の実現の障害となる行為への対応を盛り込んだことです。

施策の方向1、「暴力の未然防止の意識づくり」(1)DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見として、さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動を進め、医療機関や子供を通じた関係施設、地域を見守る民生委員・児童委員など、社会全体でDVを根絶する機運を高めるとともに、暴力の未然防止、早期発見に向けた体制の強化に努めま

す。具体的な事業としては、DV防止の啓発や健診事業、児童虐待防止対策を通じた早期発見によって、連携体制の強化を行います。

(2) 若い世代への啓発・教育の推進として、若年者層に対して、命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を通じて、人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、デートDVの予防啓発に努めます。

施策の方向2、「被害者支援の推進」(1) 安全確保と自立支援の実施として、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制の充実に努めるとともに、被害者が生活を再建する際には、加害者の追及から逃れ、通常の世界生活が確保できるよう、被害者の立場に立った自立支援を行い、必要な情報の提供や支援に取り組みます。

施策の方向3、「相談・連携体制の整備・充実」(1) 相談体制の整備・強化として、配偶者等からのさまざまな暴力に関して適切な相談支援が図られるよう、相談機能の強化に努めます。具体的な事業としては、女性総合相談の活用や男性・女性のいずれにも相談窓口に関する情報提供を行います。

(2) 連携体制の充実。配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、都、他市町村との広域的連携のほか、警察や関係機関とのネットワーク化に努め、民間組織等の連携体制の充実に努めます。具体的な事業としては、庁内の関係課、他の自治体や警察・関係団体との連携体制を充実します。

施策の方向4、「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策」(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進として、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等に対する適切な対応・支援に努めます。具体的な事業として、個人情報の保護やさまざまな虐待防止対策の推進を行います。

基本目標IVでは、市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。基本目標IVの特徴は、防災・防犯分野での男女共同参画などの地域での女性のエンパワメント、市民参加、市民協働の推進のほか、庁内の推進体制の整備や、男女共同参画を推進するための仕組みづくりを盛り込んだことです。

施策の方向1、「政策・方針決定過程への男女の参画」(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大として、日常生活に深いかかわりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野において、多様なニーズや考え方が取り入れられ

るよう、男女双方の積極的な参画を支援します。具体的な事業としては、審議会委員等への女性登用の促進や、防災・防犯分野における男女共同参画の推進を行います。

施策の方向2、「市民参加・協働による男女共同参画の推進」（1）市民参加の推進として、市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、それぞれの活動を通じて男女共同参画の実現を目指します。具体的な事業としては、男女共同参画関係団体への支援や、多様な市民参加の推進のための検討を行います。

施策の方向3、「庁内の推進体制の充実・強化」（1）庁内の男女平等の推進として、性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内の環境づくりを進めます。具体的な事業としては、男女平等の視点に立った市役所の職員配置や、女性職員の指導的立場の登用に向けた人材育成を行います。

（2）計画の推進体制の強化としては、本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするために、庁内の推進体制を整備します。また、国や都、自治体との連携や情報共有に努め、地域と行政が一体となって男女共同参画を推進するための仕組みづくりを進めます。具体的な事業としては、男女共同参画に関する関係部署、男女平等推進審議会、関係自治体との連携のほか、本計画を実効性のあるものとするための進捗管理と評価の仕組みづくりを行います。

計画素案に関する説明は以上です。

本日の市民懇談会は、12月14日まで実施しておりますパブリックコメントへのご意見をいただくため、計画素案へのご理解を深めていただくことを目的とした会ですが、男女平等推進審議会としては、来年1月上旬に第8回男女平等推進審議会を開催し、お寄せいただいたパブリックコメントへの回答を検討します。パブリックコメントへの回答の公表は、1月下旬から2月にかけてを予定しております。男女平等推進審議会は、1月中旬に第4次男女共同参画行動計画（案）を市長に答申することを予定しております。その後、小金井市は、平成25年3月に行動計画を策定する予定とのことです。

以上で私の説明を終わります。

【事務局（松井）】 これより、計画素案についての質疑応答の時間とさせていただきます。質疑応答では、語句、制度に対するご質問とか、審議会での検討経過についてのご質問をお受けいたします。パブリックコメントにお寄せいただいたご意見に対する回答は、今後、男女平等推進審議会で、取扱を検討し、1月下旬から2月上旬に小金井市ホー

ムページや市公共施設等で周知する予定となっております。

それでは、質疑応答に関する司会進行は、男女平等推進審議会の佐藤宮子副会長にお願いいたします。

【佐藤副会長】 改めまして、こんにちは。副会長をさせていただいている佐藤宮子です。よろしくお願いいたします。

質疑応答ということですが、総論と各論に分かれておりますので、それぞれについてご質問等を伺うという形で、分けてやってみましょうか。

では、まず、総論部分について、それ以外に全体としてでも構いませんけれども、ご質問のある方は挙手をお願いできますでしょうか。

【市民A】 素案に対してというよりも、考え方のもとにしたいと思って質問するのですが、私は第3次行動計画をつくるのにかかわっておりまして、あれから何年かたって変わったこともあるけれども、変わっていないこともあるなどいうことをすごく痛感するのですが、第3次行動計画をつくったころ、男性の育児休暇というものが新しく登場して、そして、だれもとらないとか、だれかがどこかで1人とったとか、いろいろあったのですが、今、小金井の市役所、男性の育児休暇というのはどれぐらいとっているんですか。もしわかったら教えていただきたい。

【佐藤副会長】 行政の方に答えていただくということではよろしいでしょうか。

【市民A】 はい。

【事務局（松井）】 詳細データは手元に用意していませんが、昨年度までに2、3人の男性職員がとったという実績があります。

【市民A】 小金井市では、男性が育児休暇をとったときに、給料は何%支給されるのでしょうか。実際、自分の娘のつれ合いがとったんですけれども、20%しかもらえなくて、生活できなくて、部屋代が払えなくて、3カ月でギブアップしたんですけれども、今はどうなっていますか。一般論でもいいんですが。

【佐藤副会長】 今、市の方は、資料がないということなので、一般的な話を会長のほうからお願いします。

【井上会長】 正確な数字を申し上げることができないのですが、現在は、最低基準というのが明確になっておりまして、たしか50%以上、民間企業でも保障されることになっています。ですので、以前の20%というのよりは随分改善しているはずだと思います。

【佐藤副会長】 よろしいですか。

では、ほかに。

【市民B】 今の方の質問と若干関連するかもしれませんが、公的な機関のことについてお聞きします。あくまで行動計画ということなのですが、例えば先ほどの育児休暇のこともありましたけれども、この素案を見ますと、庁内の管理者のうちの女性が何%と、パーセンテージと人数が書いてありますけれども、行動計画の中ではこういう数値目標で書くようなものではないということの理解でよろしいのでしょうか。これを具体的に数値目標に進めていくためには、この計画の後の実施段階での具体的な施策に譲るというような考え方でいいのか、ないしは、数値目標は出すようなものではないと、ひとまずそれぞれが具体的に男女共同参画の現場で推進のために努力していくものなのだというレベルなのか、そのあたりをお答えいただければと思います。

【井上会長】 この計画素案をつくる途中で審議会でも数値目標を挙げたらどうかという意見も出まして、議論いたしました。その中で、幾つかの部分は挙げられるのだけでも、あらゆる項目に数値目標を掲げるということは無理があるだろうと、そういうこともありまして、基本的には数値目標をここには挙げないいたしました。そうとはいえ、努力しましょうということだけで終わらせようとは思っておりません。今後も毎年、各部署からこの計画に掲げられている事業に対する進捗報告をもらいながら進めていく予定です。その中ではなるべく前進するよにということ考えております。

【市民C】 皆様のご努力が本当によくわかって、私たち、過去の経験したものがここまでよくやってくださったなという感謝の気持ちでいっぱいです。1つだけ、過去4年間で、これからの4年間だと思うのですが、その時代の違いがどうあるのかという考え方は、委員の皆様が恐らく日本はこういう社会なんだろうという、ある程度のコンセンサスみたいなのがなされての行動計画なののでしょうか。私は、これを男女共同参画行動計画に入れるべきかどうかわかりませんが、これからの日本というのは、大災害ということがすごく心配なのです。そうするとき、女性及び障害、高齢者、こういった方たちが非常に大変な思いをしたという、東日本大震災の経験談をあちこちで伺っているわけです。大災害のときに、こういうふうになら男女共同参画室が動くとか、そういったようなお考えがどこかにあるのかどうか、それを聞きたいと思います。

【井上会長】 先ほどの説明の中でも少しだけ触れた点ですけれども、新潟県中越地震、東日本大震災の経験を経て、女性に対してのケアに不備があったのではないかという

こともありましたので、その点に関して審議会でも話が出ました。その点について、素案の43ページのところに項目として挙げました。「防災・防犯分野における男女共同参画の推進」です。非常時のときに、例えば小金井市役所の各部署がどう動くのか、その際に男女共同参画室はどのような役割を果たすかというようなことも防災に関する計画に入れて進めているという報告も市からは受けまして、その意味では、私たちが考えられる範囲ではきちんと盛り込んでいるつもりですし、何かあった場合にはそれで進めることができると思っております。よろしいでしょうか。

【市民C】 はい。安心いたしました。

【佐藤副会長】 次の方、よろしくをお願いします。

【市民D】 各論でお聞きしようかと思ったのですが、8ページに、「意識調査の実施」という項目があったのでお聞きしたいと思うのです。先ほど井上会長が、平成24年2月に調査されたとおっしゃられたのですが、私は市民全体の抽出によって意識調査されたのかなと思ったら、8ページの一番下段に、市職員を対象に意識調査を実施したと書いてあるのですが、内容的には、各論に載っている意識調査のデータは、市職員のみで調査された結果ということでしょうか。

【井上会長】 市民対象の意識調査と、市職員を対象とした意識調査、両方を平成24年に行いました。

【市民D】 市職員を対象とした意識調査では、市職員の方は、小金井市在住じゃない方もおられるし、市民調査としてはどうかなという点と、あと、市民対象の意識調査の調査手法として、調査した人数、具体的な手法、無作為抽出でやられたのか、回答は何%あったのか、市職員と一般市民で何人だったかなど具体的に教えていただければと思います。

【井上会長】 市民対象の意識調査の調査票の配付数は、男女それぞれ1,000部ずつ、小金井市在住者の18歳以上の男女に無作為抽出でお送りして、回答を得ました。回収率なのですが、女性が32.6%、男性が24.4%でした。そして、小金井市の職員の方々は、当然小金井市在住でない人もいますけれども、職員703名に配付いたしまして、回収率は、女性が75.8%、男性が71.6%になっています。

【市民D】 市民対象の意識調査の調査期間はどれぐらいだったんですか。

【井上会長】 調査期間は、平成24年2月27日から3月21日までの約1カ月弱です。調査報告書は市民の方々にも閲覧していただくことができます。

【市民D】 職員は、小金井市内在住も市外在住も含んだ回収率の数ですか。

【井上会長】 はい。

【市民D】 わかりました。

【市民A】 先ほど災害というものが新しくクローズアップされなければならないというふうなお話が出て、そのとおりだと思うんですが、それと同時に、自分が後期高齢者に近くなってきたら、年齢による差別が、男女の差別にかぶってあるのを感じるんです。年取ったおばあちゃんだから構わないほうがいいよみたいな感じで傷ついたこともあるんですよ。若い人と同じで、何でもできるからと自分でしゃしゃり出たりしているんですが、これから押し寄せてくる高齢化というのはものすごいと思うんです。男女共同参画の中に、年齢というか、高齢な女性というか、そういうものに対する配慮みたいなものをしっかりと考えていかなければならなくなったのではないかと、そこら辺の配慮というのをに入れていっていただければと思います。

それから、そういう女性たちが集う場所が小金井ではないんですね。福祉会館の1階のスペースにソファがあって、半分は男性がテレビを見たり、囲碁将棋をやっている、陣取っているんですが、女性はその半分に置いてあるソファでお昼なんか食べている人がいるんですが、そこで展示会があると、追い出されるんです。追い出されると行くところがなくなってしまうので、女性たちに男性にまじって囲碁将棋のところにしゃしゃり出ている人なんか一人もいないので、そういう場所の配慮みたいなのも必要ではないかと思うんです。

【井上会長】 今回の素案の基本目標は、4つの柱になっておりまして、2つ目がワーク・ライフ・バランスという単語を使っております。通常、ワーク・ライフ・バランスというと、現役で働く人たちがどう家庭と両立するかという課題がメインになりますが、今回は、あえてワーク・ライフ・バランスのライフの部分を一生涯ととらえて、生涯を通じた男女の心身の健康支援という形に位置づけました。その意味では、高齢の方々に対してやるべきことは何だろうかということがいろいろと議論の中にも出てきましたし、見落とさずに大切にしているつもりであります。本日の市民懇談会でご発言いただいただけでは、素案にさらに加筆してということになりませんので、ご意見はパブリックコメントで書いていただけるとありがたいと思います。

【市民E】 これだけのものをまとめていただいて、実現すれば、小金井の未来につながるんだなと思って、非常に楽しみにしています。ですが、若い女性、子育てをしたり、

これから子育てをしようという女性たちにこそ、この会場に来てほしいなと思うし、パブリックコメントも出してほしいなと思うんですが、そういう世代は、情報伝達手段が文字じゃないですね。先ほど男女平等に関する市民意識調査報告書のお話しもありましたが、見てもらえないんじゃないかなと思うんです。今の新しい情報手段社会にどう浸透させていこうというのをねらっていらっしゃるのかな、それが盛り込まれたらありがたいと思います。

【井上会長】 やはりその点も、前期の審議会のときに随分意見が出ましたし、アイデアも出ております。それで、先ほどの男女平等に関する市民意識調査報告書もホームページにデータがアップされております。今後の広報に関しては、事務局から説明してもらいます。

【事務局（松井）】 事務局からご説明します。

市報などでご提供している情報につきましては、同じタイミングで市ホームページにも掲載しておりますが、ホームページでは、全庁を通じて広報の手段として確立しております。冊子類につきましても、PDFの形でホームページに掲載させていただいております。本日のような市民懇談会の広報につきましても、ホームページ等でも情報提供させていただいております。

【市民F】 本日はこのような場所を設けていただいて、ありがとうございます。

男女平等というときに、教育の場所がとても大切だと思っています。素案の中の21ページに、「幼少期にはぐくまれた男女平等に対する価値観が生涯にわたって大切に保持されることが重要です」とあります。この中で、男女平等というときに、性的マイノリティーの方がそこからもれてしまうと思います。この素案の中で性的マイノリティーの方に対する配慮などが特にされているのであればお聞かせいただきたいと思いました。よろしくをお願いします。

【井上会長】 その点も随分審議会では議論をしました。素案の中には性別にとらわれないという単語が何回も出てきていますけれども、実はそれが多様な性の人たちも含んでいるという考え方で記した言葉です。性を理由にして差別がされるような社会ではだめだという意味で、男性、女性、そして、さまざまな性の人たちに平等な社会をという意味で書いているつもりです。ただ、議論してきてわかってきたのが、根拠法が男女共同参画だということもあって、「男女」という語を使わざるを得ないのですね。今回の計画名称案は第4次男女共同参画行動計画としていますが、内容としては、性別にとらわれないすべ

ての人たちが豊かな人生を送れるような小金井市をと思っています。

【市民G】 23ページに、「生涯を通じた男女平等教育の推進」という言葉がございますが、私は、このごろ、遺憾を感じているんです。何かと申し上げますと、公民館の社会教育のほうで男女共同参画講座というのを各館がやっているわけですよ。それが今度、立ち消えになりそうな感じのことを伺ったものですから、社会教育の推進ということをどのようにコメントの中から解釈していったらいいのかお尋ねしたいと思います。

【佐藤副会長】 23ページに主要事業として、「男女共同参画に関する講座・学習会の開催」という事業があり、担当課として公民館を記載しています。公民館所管の男女共同参画講座と、企画政策課男女共同参画室所管の講座というのは主旨がちょっと違うと思います。現在、公民館が実施している事業の男女共同参画講座を今後どうしていくかは公民館の管轄になります。連携していくということは必要だと思います。また、「人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援」として、公民館も担当課の中に入っています。連携はとっていくけど、基本的に事業の運営方法は内部の問題かなということで、計画の中ではこのような形で入れさせていただきました。

【市民G】 公民館の講座は、公民館の責任でやるということですね。

【佐藤副会長】 基本的にはそういう認識で考えています。

【市民G】 そうですよ。男女平等都市宣言をした市でもありますし、基本計画をつくって、ちゃんとやろうと張り切っているわけですよ。なのに、なぜ社会教育のほうで後退するのか、私は不思議でたまらない。

【加藤（春）委員】 私は公民館の企画実行委員をさせていただいた経験がありますが、その当時の印象として、小金井市では、男女共同参画の大きな部署をつくらなくて、各部署が担当する事業の中で趣旨を理解した上でやるんだということが浸透しているものだと思っておりましたらば、必ずしもそうではないと感じたんです。特に企画実行委員におなりになる方々が、こういう歴史的な背景や根拠法があって、こういう講座があるのだということをご理解いただけていない場合に、市民の自主性を尊重すると言えばそうなのですけども、男女共同参画をご理解いただいてやらなければいけないというふうに考えています。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約があり、男女共同参画社会基本法があり、それを市町村も一緒に責任を負うという形で法律が展開した歴史があります。今回の事業の中でも、小金井である時期に女性が非常に声を上げたから、男女共同参画の事業をやっているけれど、今は声が上がらないからやらないというようなことが決

して起こらないように歯どめをかけさせていただいたつもりです。

ですから、男女共同参画室から各部署と連携を取る際に、はっきりと実行責任というものを伝えていただきたいと思います。私が委員をしておりますときに、企画実行委員の集まりで、市の方ではなく、委員の一人である私をご説明したことがあります。市の公民館の責任として企画実行委員の方にご説明いただけるようにしていただきたいと思います。国全体として、世界全体として取り組んでいることの一環を市でも男女共同参画施策でやっているんだということを、市の若い職員にもはっきりと理解していただけることを期待しております。

【佐藤副会長】 ほかの委員の方で何か追加でご意見があれば、よろしいですか。

【市民G】 今のことについて職員の方からもコメントをいただきたい。

【事務局（松井）】 公民館の男女共同参画講座の今後の運営方法については詳細は担当課にお問い合わせいただきたいと思います。公民館のほうでは男女共同参画に関する講座を引き続きやっていくというのは認識しております。この計画の各論に盛り込んであるとおり、公民館で引き続き男女共同参画に関する講座を扱っていくということですので、今の時点ではそういうふうにお答えさせていただきます。

【市民G】 何で形を変えてやらなければいけないんですか。

【事務局（松井）】 来年度以降どんな形でやっていくかというところは、公民館へお問い合わせいただきたいと思います。

【市民G】 社会教育のほうでは後退していくというのは、市の姿勢と社会教育の姿勢とがずれているのではないかと思います。

【佐藤副会長】 男女共同参画室では把握していないということなので、実際はこの行動計画の評価の段階では、担当部局から報告があるかと思えますけれども、この計画の中には公民館が形を変えても男女平等に関する講座をやるということが入っているということによろしいでしょうか。計画の進捗を評価するときに、男女共同参画の視点が全然入っていないということになったときには、男女平等推進審議会からも提言なりができるかと思えます。

【市民H】 小金井市の男女共同参画の行動計画が今回で第4次行動計画になるということで、感慨深いのですが、第1次行動計画のときに、当時の市長さんが、女性の元年というふうにおっしゃったなというふうに思い出したりしています。今回の計画の柱の4本を見てみますと、当初に比べて随分変わってきていますよね。男女の問題が、社会の背景

が変わってきているから、こういうふうに変わってきたんだなというふうに改めて思うんですが、ただ、第1次行動計画から第3次行動計画まで検証されたんだろうと思うんですが、ただ、どのように推進されてきて、どこに成果があったのかというのがちょっと見えなかったのが残念だなというふうに思うのと、目標ではなくて計画なので、具体的に4年間なら4年間でここまでやるというようなことをある程度示していただいて、それで評価をするほうがわかりやすいだろうというふうに思うのが1点です。

それから、各事業の担当課が示されているわけですけど、その担当課がしっかり受け取っていないから変わってってしまうんだろうなというふうに思うので、そこら辺との連携をどういうふうにやっていくのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

【市民C】 今に関連して、具体的にこの行動計画がどういうふうに担当課に配られるというか、浸透されていくのか、男女共同参画室がどのような指導権でなされているのかということをご説明いただけますでしょうか。私が知っている限りでは、男女平等の推進状況を提出してもらっていますね。この計画が年度内にちゃんとできるんだろうと思いますが、それを浸透させるために、男女共同参画室はこの計画をどのように活用する予定なのかをお聞かせいただきたい。

【事務局（松井）】 事務局からご説明します。

今回の計画素案の内容でございますが、全庁の関係課には照会作業をしております、このような内容が盛り込まれているということは、庁内の確認をとってから審議会にご検討いただいております。各課の事業について、こういうことが書かれていることは庁内には周知しています。この冊子がどのように配られるかという点ですが、庁内にも配付をいたします。計画の進捗状況については、毎年、年次報告を庁内から収集しています。そのほかに計画に盛り込まれた関係課の課長職を中心とした庁内の組織もございまして、適宜情報共有をしながら、男女共同参画を進めていくということを考えております。

【井上会長】 この素案をつくった立場から言いますと、素案に対する皆様のご意見としてパブリックコメントをいただくわけですが、計画策定後についても責任を感じております。毎年忙しい中、各課が非常に詳細な報告をまとめてくださり、そして、それを私たちが見て、審議していますが、どれだけ有効で実効力のあるものにするかが大事です。前期の男女平等推進審議会でも、評価項目をどう書いたらいいとか、大切な部署にヒアリングを行うとか、いろいろ試みております。今回も次の段階で評価の仕方について議論し、実現していくように私たちも努力していこうと思っています。例えばさきほどの社会

教育の公民館における男女共同参画に関する講座、学習会について、システムが変わったことで後退しないか、私たちとしても意識していきたいと思います。

【市民C】 これを絵にかいたもちにさせていただきたくないですね。

【井上会長】 その点は肝に銘じてやっていきたいと思いますし、また、その点でのアイデアなどがありましたら、パブリックコメントでいただければ私たちも今後活かしていけますので、お願いいたします。

【市民D】 今現在、3年目になるんですけど、公民館の企画実行委員をしております。平成25年度の予算としては、男女共同参画講座は自主講座的な運営で一般市民が参加できるような内容に置きかえると聞いております。今まで何年も男女共同参画講座というタイトルでやってきた講座の内容ではなくなるということですので、後退するような動きになると思います。生涯学習部との連携を含めて、行動計画を再確認していければいいと思います。

以上です。

【佐藤副会長】 ありがとうございます。

【市民I】 市で男女共同参画事業をやるにつきまして、お話を聞いていると、男女共同参画室から担当課にお願いをしているように聞こえるんだけど、市長のトップダウンでこういうことをやりなさいというのが、各部門に指示、命令して、やるべきではないんですか。

それから、もう1つ、私も実を言うと本館の企画実行委員をやっているんですが、男女共同参画講座をなくすと言ったのは、公民館の市の職員が言ったのです。業務分掌は市の職員と企画実行委員は対等なことから、どこまでできるかどうかわかりませんが、市の職員にこのことを強く言って改めるように言いたいと思っています。

以上です。

【佐藤副会長】 前半の部分は行政のほうからよろしいですか。

【事務局（松井）】 この計画に関しては、男女共同参画の視点が全庁に入るようにとすることのための計画でございます。男女共同参画室が他部門に強要することではなく、全庁の各課が自発的に男女共同参画の視点を持って事業を運営していくということがこの計画の趣旨でございますので、そのようにお答えさせていただきます。

【井上会長】 企画政策課に男女共同参画室があることで、全庁の調整をする役割が課されてきたと思っております。その点では、表現は「お願い」という単語を使ったとして

も、要は小金井市のすべての施策に男女平等とか男女共同参画の視点が入るようにすることを担当する課だと思っています。男女共同参画室の職員だけではなくて、本日は企画政策課長もいてくれますし、もしもそれがうまくいかないならば改善して、庁内で推進する部署であるわけです。

【市民Ⅰ】 市長がトップダウンで、指示、命令で、各部門に指示しなきゃ、なかなかできるものじゃないと思うんです。

【佐藤副会長】 公民館は教育委員会の管轄なので、市長部局とは違うんですね。

【市民Ⅰ】 私は男女共同参画室が他の部門にお願いするのではなくて、市長がトップダウンでこういう方針をやっているかどうかを聞いているんです。

【井上会長】 審議会は、市長から諮問されて、この計画案をつくっています。そして、私たちから市長へ答申を提出しますから、この計画に関して、責任者は市長です。取りまとめとかの中心になるのが男女共同参画室です。

【事務局（高橋課長）】 企画政策課長の高橋です。今おっしゃっていることは非常にわかるんですよ。ただ、市役所、行政もすごく多岐にわたってさまざまな課題を抱えています。ですから、市長がそれぞれについて個別に指示を出すということについては、できること、できないことがあると思うんですね。ですので、我々は、市長の補助職員という立場の中で、企画政策課としては、庁内の調整を取りながら進めていくということをやっている部署でございます。そういう意味での市長の意思のトップダウンというものを私たちが市長になりかわって進めていくという部分と、もう1つは、庁内分権というふうに言いまして、各庁内には各部があって、各部長がいるわけですね。各部の自主的な判断とか、権限が集中しないように庁内分権を進めていくということと、バランスを取りながら行っているということです。男女共同参画行動計画については、トップダウンの色調が強い計画というふうにお答えさせていただきます。

【加藤（春）委員】 私は公民館本館の企画実行委員を経験してこちらの男女平等推進審議会の委員になりましたときに、今、皆様のおっしゃっているようなことを不思議に思い、何とかしたいと思いました。本来、計画の基本目標に推進体制のことは余り柱に挙げたりしないんですけれども、今回それを柱の1つに挙げたというのは、そういうことをもっと書き込みたいというふうに思ったからなんです。基本目標4の柱のところの書き込みが不十分ではないかということ自分の反省を持って思っております。ここのところは肝に銘じています。

【佐藤副会長】 それでは最後のお1人、よろしくお願いします。

【市民J】 先ほど防災防犯について大きな仕組みがあると聞いたんですが、地域安全課が担当として、43ページには載っているわけですよね。私は市議会議員の1人なのですが、今度、12月議会で防災会議条例の一部改正の議案が出ています。東日本大震災以降、女性が防災会議にきちっと位置づけてほしいと、女性の参画を求めたいということは、ずっと求められてきているわけなんですけど、今度の12月議会に提出される防災会議の条例にはそれは載っていないのですよね。それは確認されていますでしょうか。今、公民館の話がありましたけれども、地域安全課でもこのようなことを把握されているかどうかというのは、確認したいと思います。

一番最初に数値目標の話がありましたけど、計画推進の数値目標という話でもあったと思うんですが、43ページに載っているように、市の最上位計画である第4次基本構想・前期基本計画「小金井しあわせプラン」の中でも審議会等に参画する女性委員の比率が50%、これは国の計画よりも高い数値ですよ。国は2020年に30%ということですけど、小金井の場合は50%という目標が既に掲げられているということが重要なものだと思います。しかし、その中で、30%を超える附属機関があるわけなのですか、行政機関とか、管理職であるとか、そういったところではまだ少ない数字であるということなどからいっても、こういったことをどういうふう to 実現していくかということにおいては、もう少し具体的な取り組みについて書き記すべきだったのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

【事務局（高橋課長）】 1点目の防災会議条例の一部改正の件なんですけれども、12月定例会に議案として提出ということで、条例の事前審査という形にもなってしまいますし、この場で詳細にわたってお答えできるような状況ではございません。皆さんがご発言の方と同じ資料を見ているということではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

【佐藤副会長】 2点目は、もう少し具体的な書き方の方がよいのではということですよ。

【事務局（高橋課長）】 2点目ですが、今、おっしゃられたようなことについては、パブリックコメント等でお出しただけると、我々としても十分検討してお答えできるのかなと思ってございます。今すぐ具体的な数字を挙げるべきというお話になりますと、先ほども会長のほうからありましたけれども、具体的な数値が挙げられるものと、そうなら

ないものもある中、計画の策定の方針ということも審議していただきましたので、そのようにお答えさせていただきます。

【市民J】 条例の中というよりは、先ほどの公民館もそうなんですけど、担当はそれぞれ書いてあるわけですね。それについては先ほどおっしゃったことは1つ1つは違うかもしれませんが、担当課としてはやっぱり重要な位置づけなわけです。公民館等の講座等は非常に重要な役割をしているので、そこをこの計画で書かれている、地域安全課についてもどうなんだということをお聞きしているわけです。

【佐藤副会長】 部局には問い合わせをして確認はしているのかということですかね。

【事務局（松井）】 公民館につきましても、地域安全課につきましても、素案に具体的な事業として挙がっていることは把握しております。

【佐藤副会長】 確かに第3次行動計画では具体的な事業例がたくさん書いてありまして、幾つやったか、幾つできなかったかという評価の仕方だったんですね。それだと、やったかやらないかだけで、具体的に本当に男女共同参画の視点でやったのかとかというところの評価ができていなかったもので、今回の第4次行動計画では、評価する段階で、男女共同参画の視点が入るかどうかというような評価システムをつくって、男女平等推進審議会でも検証していくという意図があります。評価システムはこの後、また若干検討することになると思うんですけども、そういう意味合いでは、具体性というのは第3次行動計画と比べたら若干減ったかなというふうに思いますが、趣旨はそういう意図だということとは私は思っております。

委員のほうから一言つけ加えておくこととか、せっかくお集まりいただいた皆さんに聞きたいというか、よろしいですか。会長のほうもよろしいでしょうか。

具体的に本日の話を聞いて、やっぱりここはこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというご意見をパブリックコメントで寄せていただければ、審議会のほうで検討させていただきたいと思います。ぜひほかの皆様にも伝えていただきまして、パブリックコメントをぜひたくさんお寄せいただければと思います。

本日の質疑応答の部分はこれで終了ということにさせていただきます、今後のことについてよろしくをお願いします。

【事務局（松井）】 続きまして、今後の予定等について事務局からご説明いたします。

パブリックコメントにお寄せいただいた意見は、男女平等推進審議会での検討を経て、

1月下旬から2月上旬に小金井市ホームページや市報などで回答を公表いたします。男女平等推進審議会は、パブリックコメントを踏まえて、今後、計画案をまとめ、1月中旬に市長に計画案の答申をされる予定です。答申を受けて、小金井市では、行動計画を来年3月末までに策定する予定です。

改めてパブリックコメントについてご説明いたします。

第4次男女共同参画行動計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント募集要項）と書いてある資料をご覧ください。この計画素案に対するパブリックコメントは、12月14日（金曜日）まで実施しています。パブリックコメントは、直接、企画政策課男女共同参画室へご持参いただくか、郵送、ファクス、電子メールで、住所、氏名、年代、施策名称を明記の上、ご意見をお寄せください。なお、匿名ではご提出できないこととなっておりますので、ご注意ください。

本日、この会場でもパブリックコメントのご提出をお受けいたします。計画素案についてのご意見がございましたら、用紙にご記入の上、ご提出ください。この会場は、午後4時半まで開いておりますので、よろしく願いいたします。ご記入のため、鉛筆等が必要な場合は、係員までお声かけください。

最後に、男女平等推進審議会を代表して、井上恵美子会長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【井上会長】 本日は、お忙しい中、お休みの日にお越しいただき、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。本日、皆様のご意見を伺っていて、まず、市民による男女平等のための運動が起こり、そしていい形で行政がパートナーシップをとって、協力してここまで推進してきたことを改めて実感しました。ただ、改めて行政と市民がどのようなパートナーシップで、さらに男女共同参画、男女平等を推進していく仕方は新たな段階に入っている、スクラムを組む組み方を考える必要があるのではないかと感じました。それは不十分だという意味ではなくて、ぜひ発展させていきたいと感じたということです。その意味で、この計画素案にも、ぜひ皆さんからパブリックコメントをたくさんお寄せいただいて、さらに充実したものにしていきたいと思っております。これに魂を吹き込むというか、よりよい方向にしていくのが市民と行政、両方の協力だと思っていますので、これからも息長く一緒に進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本当にありがとうございました。

【事務局（松井）】 以上で、第4次男女共同参画行動計画（素案）に関する市民懇談

会を終了いたします。長い間、ご参加ありがとうございました。

— 了 —